

# 特定非営利活動法人日本障害者協議会

## 2013 年度事業計画

2013 年度も、JD のすべての事業・活動において、特定非営利活動法人としてふさわしい社会的責任を果たすものとする。

事業・活動の計画については以下のとおり、主に委員会（政策委員会、国際委員会、企画委員会、広報委員会、情報通信委員会、総務委員会）ごとに整理される。同時に、委員会の枠を超えた JD 全体としての事業・活動の重要性を認識し、実施する。

### 1. 障害者政策に関する提言・調査および研究

#### (1) WGの報告書作成と検討の継続

6 つのWGの活動内容を 1 冊の報告書にまとめ、政策提言を行う。WGによっては中間報告やディスカッションペーパー的な内容となる。WG単位での検討は本年度も継続するが、昨年度まとめた生活の場WGの政策提言については、他団体との意見交換や行政への提案へと発展させて、より内容の充実を図り、具体的な政策に反映されることをめざす。

そのほかのWGではこれまでの成果を基に、調査・ヒアリングなども行いながら引き続き検討を重ねる。障害者総合支援法の「施行後 3 年以内の見直し」を視野に入れ、政策提言にどうつなげるかを念頭に置いて議論を深め、実践の場での具体化や制度改正に反映させることをめざす。

#### (2) 政策提言の作成

法制度改正に関する国の動向を踏まえ、政策委員会全体としての政策提言を、6 つのWG活動も反映させながら随時作成する。

#### (3) タイムリーな意見表明と要望等の提出

障害者政策委員会はじめ、障害に関するさまざまな国の審議会等の進行や内容に合わせて、政策提言、意見、要望を随時、表明する。また、法律や制度の改正を求める障害当事者の裁判などを支援し、必要な場合は JD としての意見書や要望書を提出する。

### 2. 障害者権利条約への対応と国際活動

#### (1) 新障害者基本計画については策定の時期が遅れたほか、多くの課題があるため、早期の改善を求めて、JDF 等と手を携え、ねばり強い運動を展開させる。

障害者差別禁止法は「障害を理由とする差別の解消を推進する法律案」として 4 月 26 日閣議決定され国会に提出された。障害者政策委員会の意見書からは大きく乖離しているが、総合的な判断から早期の成立をめざすべきと考える。企画委員会が主導し、各政党や世論に働きかけていく。

上記 2 つに関して、社会的な理解と協力を得るための運動を継続させることが重要である。

国連・障害者権利条約（以下、権利条約）の認知度を高める運動をさらに拡充し、国内法の整備と合わせて権利条約の批准のための条件を整えていく。

#### (2) 国際連合、アジア太平洋地域における交流

本年度に予定されている以下の会議に、積極的に関与していく。

- ・MDGs(ミレニアム開発目標)地域準備会議・CSO(市民社会団体)会議(4月23日)
- ・国連国際防災戦略 防災グローバルプラットフォーム会合(5月19～23日、ジュネーブ)
- ・権利条約締約国会議(7月または9月、ニューヨーク)
- ・国連総会 障害者と開発に関するハイレベル会合(9月23日、ニューヨーク)

### 3. 国会および中央省庁に向けての行動

理事会の意思を受けて、障害者政策に関する学習会やシンポジウムなどを開催し、JD正会員団体の相互理解促進と意識向上を図り運動を強化していく。それと同時に、JDFをはじめとするJDの枠を越えた団体との交流について適宜企画・検討する。

また、JDでまとめた政策提言を、政府や各政党に提出・提案し、懇談などの場を設定する。

#### (1) 国会および政党、省庁等に向けた活動

障害者制度改革が大詰めに近づくなか、障害を理由とする差別の解消を推進する法律案の成立に向けて、国会議員への働きかけをさらに強化していく。

その他、必要に応じて、企画委員会が主導して国会や行政に働きかけていく。

#### (2) JDF 等との協同・連携について

恒例となった10月末の大フォーラムは、JD・全日本ろうあ連盟・障害者の地域生活の確立の実現を求める全国大行動の3団体による実行委員会体制で実施していたが、一昨年度はJDF主催となった。昨年度は日程の事情で中止となったが、本年度も引き続き団体間の連携を深めながら行動していく。

#### (3) 障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会(めざす会)の取り組み

基本合意文書を高く掲げ、訴訟団と引き続き連携を強めていく。このことが骨格提言(真の新法)の実現への近道であり、JDはこれと深く関わるめざす会の事務局を担っていく。

#### (4) JDF 政策委員会への協力

権利条約の批准条件の一つとなる、「障害を理由とする差別の解消を推進する法律」の成立に向けて、JDFなど関係団体と連携しながら必要な取り組みを行う。

#### (5) 学習会・シンポジウムの開催など

JDFの要請に応え、またJD政策委員会と協力しながら、必要に応じて学習会やシンポジウムを開催する。

本総会の後(5月25日)の政策会議は、JD政策委員会との協力体制で、「6つのWGと差別禁止法制」を絡めてのテーマにより開催し、関連団体に広く呼びかけて実施する。

### 4. 広報活動

引き続き広報委員会による編集体制のもと、「すべての人の社会」の月刊定期発行と内容の充実と普及に努める。とくに以下の点に重点を置く。

- (1) 「すべての人の社会」の内容のさらに充実させ、刷新を図る。また、チラシ等の紙媒体、口コミ、ウェブ等、あらゆる方法により読者獲得を図る。
- (2) 障害関連団体をはじめ、社会保障分野の諸団体や関係者にも広報し普及を図る。

(3) 障害問題啓発のための冊子やリーフレット類の普及など、広報活動の活性化を図る。

## 5. 情報通信活動

権利条約の強調する、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティ保障の実現に向けて引き続き努力する。同時に、情勢を切り拓く障害者運動の情報通信活動の活性化に取り組む。

(1) JD が構成団体となっている「めざす会」などでの情報通信活動を担うとともに、制度改革推進の情報の共有を図る。

(2) 権利条約の実現に向けて ICT(情報通信技術)施策の提言を図る。

関係省庁や機関、障害者放送協議会、電気通信アクセス協議会などと協力しながら、施策充実に向けての取り組みをすすめる。

(3) JD ホームページの充実と正会員団体の情報通信活動への支援。

障害者運動をリードするホームページとして、JD のホームページを、アクセシブルで、よりわかりやすく、使いやすいものに向けて引き続き努力する。また、正会員団体のホームページのアクセシビリティ向上はじめ ICT 活用のための相談活動を図る。

## 6. 法人格に適応する整備および組織・財政の強化

NPO 法人となって 2 年目となる本年度も引き続き、NPO 法人にふさわしい社会的責任の伴う活動の実施に努める。また、認定 NPO 法人をめざすための要件整備等の方策の検討を含めて、さらなる組織・財政の充実強化を図る。

(1) 会員の拡大

正会員の拡大は組織と運動の活性化を図る上から常に念頭に置くべきである。ことに、声を上げにくい比較的小規模な団体の運動への支援方策について検討する。

賛助会員の拡大は事業活動の基となる財政基盤の強化となるものであり、あらゆる機会を捉えて JD について広報し理解を深める活動を継続し、会員獲得を図る。

(2) 寄付者の増員

寄付者の増員を図る。認定 NPO 法人申請の要件の一つになっている「3 千円以上の寄付者 200 人以上(2012 年度と 2013 年度の合計)」の年度内での達成は必要不可欠な第一目標とし、あらゆる機会を捉えて、目標を超える寄付を募る。

(3) 理事会・専門委員会の活性化

理事会を毎月開催しながら、総会議決事項や情勢に対応した活動を確実に執行するほか、法人に伴う新たな課題があれば速やかに取り組む。

専門委員会(①政策、②国際、③企画、④広報、⑤情報通信、⑥総務)においても、課題の検討や障害者の多様なニーズに対応する重点課題の具体化に取り組む。

(4) 事務局の整備等

事務局体制の強化については継続的な課題になっているが、当面、待遇改善を含む労働条件の改善はじめ、スムーズな事務局運営が図られるよう、環境整備を検討する。